



ばんざーい 〈華の50歳組歓迎レセプション〉

第1回臨時会

平成22年第1回臨時会は、8月25日から8月26日までの2日間の会期で開かれ、平成22年度補正予算4件、平成21年度補正予算3件、副市長の選任など19件の専決処分の報告があり、このうち平成21年度補正予算など5件が承認され、その他については承認されませんでした。

このほか一般職に属する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については継続審査となり、阿久根市議会定例会条例の一部を改正する条例の制定及び意見書2件については原案のとおり可決されました。

平成22年第1回臨時会 議案及び審議結果

番 号	内 容	議 決 日	結 果
報告第1号	専決処分の承認について (阿久根市税条例の一部を改正する条例)	平22.8.25	承 認
報告第2号	専決処分の承認について (阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	平22.8.25	承 認
報告第3号	専決処分の承認について (平成21年度阿久根市一般会計補正予算(第7号))	平22.8.25	承 認
報告第4号	専決処分の承認について (平成21年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第5号))	平22.8.25	承 認
報告第5号	専決処分の承認について (平成21年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第4号))	平22.8.25	承 認
報告第6号	専決処分の承認について (阿久根市花火規制条例)	平22.8.25	不承認
報告第7号	専決処分の承認について (平成22年度阿久根市一般会計補正予算(第1号))	平22.8.25	不承認
報告第8号	専決処分の承認について (市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例)	平22.8.26	不承認
報告第9号	専決処分の承認について (阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例)	平22.8.26	不承認
報告第10号	専決処分の承認について (一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)	平22.8.26	不承認
報告第11号	専決処分の承認について (阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例)	平22.8.26	不承認
報告第12号	専決処分の承認について (阿久根市手数料条例の一部を改正する条例)	平22.8.26	不承認
報告第13号	専決処分の承認について (阿久根市税条例の一部を改正する条例)	平22.8.26	不承認
報告第14号	専決処分の承認について (平成22年度阿久根市一般会計補正予算(第2号))	平22.8.26	不承認
報告第15号	専決処分の承認について (平成22年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第1号))	平22.8.26	不承認
報告第16号	専決処分の承認について (副市長の選任)	平22.8.25	不承認
報告第17号	専決処分の承認について (阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)	平22.8.26	不承認
報告第18号	専決処分の承認について (市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例)	平22.8.26	不承認
報告第19号	専決処分の承認について (平成22年度阿久根市一般会計補正予算(第3号))	平22.8.26	不承認
議案第20号	一般職に属する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	平22.8.26	継続審査
議案第21号	阿久根市議会定例会条例の一部を改正する条例の制定について	平22.8.26	原案可決
意見書第5号	口蹄疫の感染防止対策の強化と畜産農家等への速やかな支援措置を求める意見書	平22.8.26	原案可決
意見書第6号	臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書	平22.8.26	原案可決

○議 決 結 果 (賛否が分かれた案件のみ)

議 案 名	議員名 (議席番号順)														議決結果		
	大田重男	古賀操	松元薫久	野畑直	中面幸人	牛之濱由美	石澤正彰	牟田学	濱崎國治	岩崎健二	木下孝行	児玉賢一郎	樺柑幸雄	山田勝		鳥飼光明	濱之上大成
阿久根市花火規制条例	◇	◇	◇	◇	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	不承認
平成22年度阿久根市一般会計補正予算 (第1号)	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	不承認
市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	不承認
阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	不承認
一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	不承認
阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	不承認
阿久根市手数料条例の一部を改正する条例	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	不承認
阿久根市税条例の一部を改正する条例	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	不承認
平成22年度阿久根市一般会計補正予算 (第2号)	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	不承認
平成22年度阿久根市介護保険特別会計補正予算 (第1号)	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	不承認
副市長の選任	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	不承認
阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	不承認
市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	不承認
平成22年度阿久根市一般会計補正予算 (第3号)	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	不承認
阿久根市議会定例会条例の一部を改正する条例の制定について	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◆	◇	—	原案可決	

※濱之上大成議長は、議長職のため特別多数議決以外の議案については、表決（賛成、反対の意思表示）権はありません。
 (表の見方) ◇は賛成、◆は反対

用 語 の 解 説

- **地方自治法第162条〔副知事及び副市長の選任〕**とは…副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。
- **地方自治法第179条〔長の専決処分〕**とは…普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。
 - 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
 - 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。
- **地方公務員法第24条〔給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準〕**とは…職員給与は、その職務と責任に應ずるものでなければならない。
 - 2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。
 - 3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
(以下省略)
- **二元代表制**とは…地方自治体では、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ、という制度をとっています。これを二元代表制と言います。

賛否が分かれた

専決処分等の討論内容

報告
報第6

阿久根市花火規制条例

専決処分等に対する議員の討論が次のように述べられました。

なお、内容は要約してありますので御了承ください。

反対 牛之濱由美議員

花火規制条例そのものに対し、異論を唱えるものではなく、この条例を市長独断による専決処分で行ったことに対し承認できない。

専決処分は、地方自治法第179条第1項の規定により、議会議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を召集する時間的余裕がないことが、明らかであると認められるときとされている。

この案件は、議会を召集す

る時間は十分あることから、専決処分ができる条件に当てはまらないことは明らかである。

5月の連休に間に合わずして4月27日に公布されているが、これでは市民への周知期間もなく市民に対し、混乱を招いたことも事実である。花火条例は、広く市民の意見等を取り入れながら、改めて議会で審議することを強く求める。

よって、この専決処分には、反対、不承認とするものである。

賛成 山田 勝議員

花火条例の設置について、市長、副市長、担当課長の説明を聞くと私は必要な条例だ

と聞いていた。

反対討論は花火条例に反対するものではなく、専決処分したことについて反対であった。

しかし、私は専決処分の地方自治法第179条の議会を召集する時間的余裕がないことについては、ゴールデンウィーク前で当然であると思っている。

これを作ることによって、警察の取締りが容易になった。あるいは、自分の常識の範囲で花火をやって近所うるさいなど、いろんな状態が想定されるが、この条例があるとそれなりの理由でお願いができる。

私はこの条例があることによつて、市民生活を非常に安心しておくれるので、賛成をする。

報告
報第7

平成22年度阿久根市一般会計補正予算(第1号)

反対 児玉賢一郎議員

この報告は専決されたもので内容は、放課後子供教室指導員謝金及び放課後子供教室推進事業を行うものである。これに関して現場では、学校運営や放課後の個別指導に支障があるとの意見等もある。

また、放課後は児童クラブもあり、放課後子供教室は不要との反発もあった。

これは地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分されたものである。この規定によると議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、専決処分はなされるべきと決められているのに、この専決は市長及び教育長代行者が独善的な事業を行うために専決処分したもので、議会を召集する時間は十分あったものである。

よって、この報告は専決処分できる条件に当てはまらない

いので、反対するものである。

賛成 山田 勝議員

地方自治法第179条の件で論戦が行われているが、私は地方自治法第179条で議会において議決する事件を議決しないときは、当該地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができると認められている。

この夏休み西目小学校の放課後子供教室は、非常に成果を上げている。

政治は生き物である。決めたらそれをするということではなく、よりいいものをより早くやるのが子供のために、そして保護者のためになると思っている。

よって、私はこの案件は承認するものだと思っている。

反対 古賀 操議員

専決処分は、議論の中で判断しがたい材料がある。それは、児童は親の負担が大きい、子供教室は、その10分の1ぐらいの負担で済むというなどの条件を考えれば、私たち議員は、当然子供教室について承認すべきだと考え方が働いたが、しかし、議論の中で西目保育園は横峯方式を取り入れてやっついていく、ほかの4校は横峯方式以外で運営していく。そうすると、おのずと同じ政策で子供が得る利益が、まちまちになってくるという感覚で私はいる。



報告第8

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

反対 濱崎 國治議員

この専決処分は、市長、副市長の期末手当を減額するものであるが、期末手当は、給与の一部であり職員給与の給与改正と同様に専決でなく議事に改正案を提出し、十分審議して決定されるべきである

賛成 牟田 学議員

この条例に関する案件は報告第9号阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等の一部を改正する条例から第13号阿久根市税条例の一部を改正する条例まで考えなければならぬ。

反対 檜柑 幸雄議員

市長並びに議員等の報酬は、阿久根市特別職報酬等審議会条例で審議会の意見を踏まえて、提出すると規定されている。

報告第9 **阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例**

を改正する条例である。市議会は、市長が提案したゴミ袋の値下げに3回も否決をし、4回目に修正可決をした経緯がある。財政課長が財源は大丈夫であると言っても、いずれ市民が負担を負わないといけないなどの理由を付けて反対した。今こうして市政に携わる人達の努力で、生まれた2億2千万円の財源を市民に返さなければならぬと思う。私が言いたいのは、報告第12号の手数料の一部を改正する条例と報告第13号の阿久根市税条例の一部を改正する条例の施行に当たっては、財源の心配はないということである。竹原市長の公約は、官民格差をなくして、少しでも市民の負担を軽減することである。議員は、そのことに真剣に立ち向かい、議論をしなければならぬ。よって、賛成する。

やはり、取り組むべきは、同じ利益を与えるべきだと思うので、この政策には今回不承認するが、再度執行部で議論していただいて、提案しなおしていただきたいという思いから今回は不承認とさせていただきます。と思つて

市長給与の減額は昨年の議事に給料の条例を提案された際、慎重に審議を行い結果的には修正可決されたところである。このようなことから、この報告は、特に緊急を要する事案とは認められず、議会で十分審議をして決定するべきと

さらに、人件費等の専決処分は、総務省より専決処分は馴染まないと通達がされているにもかかわらず、専決処分したことは違反であり無効であると思つている。また、青森地裁昭和52年の判決で第179条第1項に違反する専決処分は無効であると判決が出されている。

よって、この専決処分は無効であり認めない。したがって、反対をするものである。

賛成 石澤 正彰議員

私は、選挙で市民の役に立ちますと誓って、ここに立たせてもらっている。

市民が不況に苦しんでいるなか、私たちが先頭に立って身を切るべきと思っている。

議員もここは真摯に受け止めて、賛同していただきたい。

反対 古賀 操議員

この条例が専決条項に違反して、専決された条例であることは基より、まず地方自治法による二元代表制を考えるに、首長、議員それぞれが、直接選挙により選任されることから、その身分に係わる部分を長の権限をもって、執行することは許されないと考える。

また、財政に寄与するまたは、公共のためであること理由で報酬削減だけで、その目的を達成できるとは到底思えない。単なる一時的な格差是正を達成できたとしても、

公益という広い意味からすれば、またそれを行うことによつて、弊害も伴う部分も出てくるのが考えられる。

これについては、議論をもつてその方向性を導くこと

報告第10号
一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

反対 檜村 幸雄議員

職員の給与改定についても総務省も明らかにしているように、専決処分に馴染まないもので、議会に諮って議決をするべきであると通達がきている。

さらに、青森地裁判決昭和52年の判決でも地方自治法第179条第1項に違反をする専決処分は無効であることが明らかである。

また、職員の給与は職員の労働基本権を制約しており、その代償措置として人事院勸告制度がある。

したがって、人事院勸告制度は、基本的には労使相応を守る義務がある。さらに地方公務員法第55条において、労働組合と当然団体交渉をすべ

が、首長の責務であると考えられる。だから、議論を伴う形での議案提出が望ましいと思つている。

したがって、承認することはできない。

一方で、これも行われず、一方的な専決処分である。

この専決処分は地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を召集する時間的余裕が無いことが、明らかである。認めるときとされてお

り、この案件も議会を召集する時間は十分にあつたことから、専決処分できる条件に当てはまらないのは明らかである。よって、反対である。

賛成 山田 勝議員

職員の給料は、地方公務員法第24条で定めてある。職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならぬ。また、生計費並びに国及

び地方公共団体の職員並びに民間の従事者の給与その他の事情を考慮しなければならぬ。

去年の12月議会に阿久根市の民間の所得を公表していただきたいと質問した。市民の所得が判らないとどのような政策をしたらよいか判らないと、市長に厳しく質問した。

その結果、市民の所得を公表していただいた。

阿久根市の民間給料は、約70%の人が、300万円以下である。ところが市の職員の給料は、700万円から800万円の人が21%で一番多い。これは主権者の市民と比較したときに、市民の3倍も

収入あることは、異常事態である。

ここにある市のお金は全部市民のお金である。そのお金をどのような形で分配をして、市をよくするかということが大きな問題になる。

そういう中で、地方公務員の給料を決める法律からしても離脱し、併せて今までの人事院勧告とか、国に比較したのは一方的な組合の判断であつて、私はこの法律に基づいて市民が納得するような給料にしなければならぬと思つている。

であるから私は、この専決処分案に賛成をする。

報告第11号
阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

反対 岩崎 健二議員

市長には、以前の議会にも特別職の報酬の変更を行う場合は、特別職報酬等審議会へ審問して、その結果を踏まえ、提案するよう何度もお願いたしました。

今回は、諮問どころか臨

時会の請求をしたにも関わらず、専決で行つた行為は、意図的な法律違反である。この

条例の改廃は現職議員のみならず、将来の阿久根市議会議員の身分にも影響する重大な条例である。断固として市長の独裁で決めるべきものではない。

よって、この専決処分は承認すべきものである。

賛成 山田 勝議員

議員報酬は、生活給ではない。しかし、市長の給料は常勤であり生活給だと思つていい。

今回、市長が議員報酬を1万円と決めたことを論ずる前に市長が投げた一つの石だと私は思っている。

どうしても通らなくてはならない議員報酬の日当制を提案され、これを真摯に受け止めて次世代につなげるような結果を生んで行きたいと思つている。

市長自信も報酬を下げられた。議員報酬も日当制ですることが、行政改革に取り組む姿勢だと思つている。

よって、この専決議案に賛成をしたい。

反対 野畑 直議員

市長は例年開かれる6月定例会を招集せず、議員が提案した臨時会の召集請求にも応じず、専決処分を乱発したこととは、憲法及び地方自治法で

定められている二元代表制を否定した行為であり、断じて許せるものではない。

議員は年間を通じて議員活動に専念し、市制の発展に取り組むべきであり、市の条例に定められた報酬以上の活動をして、市民の信頼を得ることが肝要だと思つている。

私は市長との対立は望んでいないし、市民の意見を集約して、議員としての職責を果たすべきだと考えている。

今回の専決は、議員報酬を減額することだけを目的としたものであり、日額1万円の日当制になると現在の年間の議会日数から推定すると相当額の減額となり、次回の選挙で政治に興味のある若者の立候補は望めない。

このことから生活にゆとりのあるかたしか議員ができなくなる恐れがある。したがって、私はこの日当制の専決処分に対し断固反対をしたい。

報告 第12号

阿久根市手数料条例の一部を 改正する条例

反対 大田 重男議員

この案件は、昨年の9月議会で総務文教委員会に付託とし、継続審査となり12月議会

で慎重に議論した結果、否決となったものである。

阿久根市の先月の手数料も自主財源の確保の一環だと思つている。

したがって、阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分は、地方自治法第179条第1項の規定により議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を召集する時間的余裕が無いことが、明らかであると認めるときとされており、この案件は議会を召集する時間は十分あることから、専決処分ができる条件には、当てはまらないのは明らかである。よって、不承認とするものである。

賛成 山田 勝議員

阿久根市の住民票、印鑑証明等の発行手数料は出水市と比較して100円高い、これはずっと言われたことである。

竹原市長が市長になってから2回も提案され、2回とも否決である。理由は自主財源の確保のために反対をした。

しかし、財政課長は自主財源は大丈夫であると説明をした。その前は地方交付税に影響があると根拠のない話をし、それに大方の議員は賛成した。であるから、この手数料条例の改正は専決処分ではない。

市民の福利や利益のために、専決処分でないならばできないことを大きな声で言っている皆さんの同意を求めたい。

反対 中面 幸人議員

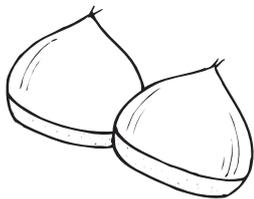
この報告の案件は、平成21年の定例会で否決されたものである。

平成17年に国から地方公共団体の行財政改革推進のため、使用料、手数料の関係で自主財源の確保に努めるよう通知があり、阿久根市も行財政改革の一環として、手数料のコスト等を積算して適正な受益者負担として平成18年から実施したと聞いている。

この手数料は貴重な収入源で、今後、国も財政難で自治体への公金等の減額も予想されるなか、阿久根市も高齢化社会に向けて、福祉面への施策等の財源の確保を考えなければならぬ。

何でも下げることは改革ではない。手数料を下げることに、年間に印鑑証明等を多く取る人のコストのマイナス分を年間1通も取らない人や高齢者や低所得者も税金で一樣に負担することになるわけである。市民の負担を軽減することにはつながらない。

よって、反対するものである。



賛成 石澤 正彰議員

これもひとえに市民生活のためである。さきに発言があったが、市民の中には年間1枚も取らない人もいるという意見もあった。
しかし、こういう不況の時代こそ、心理的にも住民票1

枚300円が、200円になることでも気分的に違うのではないか。
自主財源は確保しているわけである。

ここは住民票も印鑑証明書も安くなる。たったそれだけのことではないと思わず賛同いただきたい。

報告第13号
阿久根市税条例の一部を改正する条例

反対 濱崎 國治議員

この条例の一部改正は、固定資産税等の税額を引き下げたものであるが、固定資産の所有の少ないかたや所有していないかたには全く適用されないため、固定資産を多く所有されているかたへの優遇措置でもある。

市民には、税や手数料などは安い方がいいが、一方でそれに伴い、本来、行われてきた事業や住民サービスが実施できない可能性も生じることがある。
今回の改正は、国が定めた固定資産税の標準税率の引き下げである。

阿久根市は税収入が少なく、国や県からの交付税等の割合が60%以上を占める財政状況でありながら、裕福な公共団体と見られ、国からの交付税等が大きく減らされる可能性が強く、市にとって大きな痛手であり、市債借入れが許可制になるなど、財政運営も厳しい状況になると思われる。

この改正は、平成23年4月1日からの施行となっているが、専決処分は地方自治法が定める議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を召集する時間的余裕がないことが、明らかである

と認められるときに該当

しないばかりか、この案件は専決処分された日から9ヶ月以上の時間的余裕があり、議会を召集する時間は十分ある。

また、6月8日の臨時議会要請日以降であることから、専決処分できる条件にまったく当たらないのは明らかである。

したがって、反対するものである。

賛成 山田 勝議員

どこよりも住みやすい、事業を興しやすい、そして企業が進出しやすいまちをつくるという市長の考え方の現われだと思っている。

また、法人市民税に関しては、14・7%という制限税率を今まで市民に課して、そして、標準税率に直し、財源の確保をして人件費を削らなかつた市の体質の現れである。

今回、標準税率に戻し、企業が進出しやすいように阿久根市に住みやすいように固定資産税の税率を下げるのはすばらしいことだと思っ

てい

市の人口が少しでも増えることを祈念している。

反対 木下 孝行議員

市税は前年度比7400万円円の減収で22年度予算を組んでいるが、これは雇用対策、経済活性化対策が進んでいないことが、ひとつの要因と考えられる。

その結果、自主財源が目減りし、市長は国に頼らないと言いながら、阿久根市は6割から7割を依存財源として頼っている。

法人市民税を下げることに

税金を下げて自主財源を圧

迫し、財政調整基金を切り崩して政策を進めるやり方よりも、企業の育成と雇用につながる国・県等の補助金事業を多く使い、一次産業の環境整備をし、生産者のコスト削減や収益増を期待する政策を進めて、バランスのとれた産業振興の政策を図るなどして個人所得や企業収益を上げていく行政関与の政策を今重視していくべきである。

自主財源の確保という地方自治体が抱える喫緊の課題からは、逆の方向に向かう政策である。

このような大事な条例改正を議会に諮らず、専決で決める手法を認めることは私にはできない。

報告第14号
平成22年度阿久根市一般会計補正予算(第2号)

反対 中面 幸人議員

今回の専決処分による事業

は、計画性がなく財源も基金の取り崩しなど、財政調整基金からの繰り入れによる一般財源が多いが、市長は優先度

という言葉が使われ、計画された事業に対し、実施段階で決裁されない。

たとえば、折多地区の災害時の緊急的避難施設として、地区の住民から何回となく陳情書が出され、切望されてい

る折多校区の活性化施設、また、その施設への非難道路として県が予算措置をしていた地域農業振興連絡道路整備事業、また、黒之浜港の港湾整備事業、そして、折多保育園の民間への移譲に老朽化のため、建替えの約束ができていた補助金申請等があるが、私は子供や市民の安全のほうに優先度は高いと思っている。

まだ市民の身近な生活環境整備等やるべきことがたくさんあるなかで、今なぜ一般財源を使った事業を専決しなければならなかったのか、疑問が残るところである。

よって、反対するものである。

賛成 山田 勝議員

この内容を見ると、どれをとっても緊急を要するものが多い。

私が議論をしたふるさと雇用再生特別基金事業は、もっと早くやって良かったと思っている。

そして反対討論の中で財政調整基金から繰り入れているという話であるが、これは毎年やっていることである。

また、21年度末にどの程度、基金が残ったか財政課長の説明では、33億9千万円残った。昨年度より、3億以上増えている。市長が就任する前の年

報告第15号 平成22年度阿久根市介護保険 特別会計補正予算(第1号)

反対 鳥飼 光明議員

予算執行を行うときは、予算の組み替えは、許されている行為であり反対するものではない。

専決処分に対するものである。専決処分を行う場合は、地方自治法第179条によると、議会を召集する時間的余裕がないと認めるとき、また、議会において議決すべき事件が議決しない時は地方団体の長は、その議決すべき事件を処分することができること示されている。

また、市議会定例会条例において、市議会は年4回とするとなっている。例年、開会されていた6月議会が開会されなかったために、6月8日議長において、臨時議会召集の請求をしているにもかかわらず

と比較して5億円以上も基金残高は増えている。そのいう現状の中で、私は反対の理由はないと思う。

ず、7月7日専決処分されたことは議会召集権のある市長が意図的に議会を召集せず、専決処分したことは違法であり、承認には反対するものである。

賛成 山田 勝議員

法の解釈は、100人100色、なかなか難しく私は今回の議会を見ていると、この案件は専決処分できないとできない気がしている。

今回、提案された介護保険特別会計についても、内容が良かったら、承認していただくと思っていた。

しかし、承認しないための討論があった。私は、地方自治法第179条の後段の議会において、議決する事件を議決しないときには、当該、普通

公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。これに該当する

と思っている。この議案を承認いただきたい。

報告第16号 副市長の選任

反対 岩崎 健二議員

地方自治法第162条で副市長の選任は、議会の同意を得ることが義務付けられている。議会の同意権の法的性格は、同意を要する行為については、同意なくしては無効である。極めて重要な人事案件を議会に諮らず、違法な専決処分することは、地方自治法をないがしろにし、二元代表制を根底から覆す^{くつがえ}卑劣な行為である。

市民に示すべきである。市長が、仙波敏郎氏を選任したければ違法な専決処分を撤回し、法に従い議会に同意を求めべきである。したがって、この承認案は、不承認とすべきものである。

賛成 山田 勝議員

皆さんの意見や質疑等を聞いてみると、それぞれ法律の解釈をして、法律家だと思つて質疑をされている気がする。

地方自治法第162条について、こういうくだりがある。地方自治法第162条は、地方自治法第179条に基づく専決処分による場合を除くと書いてある。そのようなこと

で、私は仙波副市長の就任については、よくそのようなかたを見つけてくれたと思つている。

また、8月号の市広報誌に副市長のやりたいことが掲載されていたが、そもそも副市長が何をやりたいかではなく、市長が何をさせたいかを

そしてこのかたが果たす役割はすごいものがあると思う。

併せて明治維新や太平洋戦争後と同じような革命的な時代の移り変わりがあると期待をしている。

反対 木下 孝行議員

この議案の当事者である仙波敏郎氏が選任についてのマスコミコメントで自分に対してサポートしてくれる弁護士団の認識として、選任の問題は司法判断を仰がなければ判らない。だから違法とは言えないと答えている。

司法判断を仰がなければ判らないような選任を受け入れる動機に仙波敏郎氏の前職の警察官という職種・職責から私が客観的に判断してもいさぎよさ、正義感などを感じることはできない。

そこで、副市長の選任事項は、地方自治法第162条で副知事及び助役は地方公共団体の長が議会の同意を得て、これを選任するとある。

また、昭和29年の和歌山での事例で市長から提示された、副市長を議会が同意しな

かった場合、議会の同意なくして市長は選任できないものとして、選任できなかったこともある。

そしてこの選任は、地方自治法第179条の第1項の長において、緊急を要するため議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると、認めるとき専決できる条件を示している。

また、市議会は6月1日付で、定例会の召集を要請し、かつ6月8日より、臨時議会の召集の請求をしている。そのような中で召集する時間的余裕がないとは、どのような理由を充てても当てはまらない。よって私は、専決できないと思う。

したがって、この専決は、議会の同意を得られず、違法な状況で専決されたものとして承認できないと判断する。

賛成 石澤 正彰議員

私は、仙波副市長就任に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

よくぞ阿久根に来ていただき、感謝の心をもってお迎えしたい。

阿久根市議会は、市長の専決処分にはほとんど反対であるが、私は仙波副市長に感謝している。

すでに就任されてから数週間過ぎ毎日が慣れないなか、早くも市民生活安定、公益のために努力されている姿を見ている。改めて阿久根に来て仕事をしていたくことに、うれしく思っている一人である。

多くの市民が、あなたを心から歓迎していると信じている。

反対 野畑 直議員

市長は広報誌7月号の市長コラム欄で再選された私に対して、市議会多数派は副市長教育長、教育委員の人事案を否決したと記述されている。

しかし、私たちは昨年3月の市議選で9名の議員が入れ替り、これまでに副市長人事の提案はされていない。したがって、新しい議員体制での否決はしていない。

教育委員の選任は4名提案され、2名は満票で可決している。

市長は広報誌を利用して議

会が否決ばかりしているような事実と異なる情報を事前に流し、議会を開かない理由とし、副市長の選任は専決処分

でしか対応できなかったというが、計画的にその状況を作り、専決処分されたと思っ

ている。先ほどの質疑の中で仙波氏は、市長と議会の対立は知らなかったと答弁されたが、副市長になろうとするかたが、全国的に有名になつている阿

久根市のことを御存知なく受託されたことは、私は不可解である。

今回の人事案は、地方自治法第162条で副市長選任は、議会の同意が必要であるとなっており、また、地方自治法第179条第1項における専決処分に照らし合わせても適切であるとは思えない。

このようなことで、私は副市長選任の専決処分は、承認と言わざるをえない。

報告 第17号

阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

反対 児玉賢一郎議員

この案件は、教育委員会委員長、教育委員会委員、議員のうちから選任された監査委員、選挙管理委員会委員長及び選挙管理委員会委員、委員の報酬を日額とし、その額を改正するため、阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであるが、たとえば、月額5万6300円を

00円を日額1万円に月額5万1100円を日額1万円にするなど根拠も判らない。報酬の改正には報酬審議会の意見も参考にするべきではないか。

知事の市制適正化を求めた異例の助言や専決処分の撤回の是正の勧告を無視し、まさに市長の市政運営は独裁というべき異常事態である。

専決処分の乱発は許されな

い。この報告は、地方自治法第

179条の第1項に規定されている専決処分できる条件に当てはまらない。

6月定例議会も召集せず、臨時会召集要求にも応ぜず、ようやく臨時議会が開催された。本来なら専決処分は、撤回し、再度議案として提案されるべきである。

議会を開かない専決処分を乱発する。地方自治の根幹を揺るがすものである。この混乱を1日でも早く収めて正常化を望んでいるのは市民である。

よってこの専決処分の承認について、反対するものである。

報告第18号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

反対 牛之濱由美議員

この報告は、副市長の給料を減額するため、条例の一部を改正する専決処分の報告であるが、施行日は22年7月30日になっている。

これは7月23日鹿児島県知事より、阿久根市長に対し、2度目の是正勧告が出されたのも係わらず、勧告を無視されての違法な専決処分である。

よって、この専決処分は承認とするものである。

報告第19号 平成22年度阿久根市一般会計補正予算(第3号)

反対 木下 孝行議員

この報告の観光費委託料と文化財調査費委託料の補正は緊急性があるか。観光費委託料は観光振興によるまちづくり事業とあるが、阿久根市の

観光シーズンは夏であり、そのシーズンが終盤にきての事業委託が今タイムリーなのか疑問に感じるところである。また、私は商工会議所主催のまちづくり検討委員会に産業厚生委員長として、議会か

ら参加している。

商工会議所より要望を受けてまちづくり検討委員会の出席とシーズンに向けての観光対策等を水産商工観光課長に確認をしたところ、市長に答えるなど言われている。そのまちづくり検討委員会には、出なくても良いと言われていると水産商工観光課長の返事であった。

このような事業は商工関係者との連携が取れていない状況では良い結果や効果は望めないと思う。

このような予算は専決でするのでなく、しっかりと定例本会議に提案して、議会の意見も十分聞く手順を執るべきである。

教育費の文化財調査費も事業の必要性があるか疑問である。十分な議論が必要であり、迅速な判断での事業実施は予算の浪費にしかならず効果はないと思う。

この報告に対する結論は、緊急性のないこと。官民との連携が取れていないこと。そのような状況で専決されたものは、承認できないと判断をしたい。

案号第21号 阿久根市議会定例会条例の一部を改正する条例の制定について

反対 山田 勝議員

今回の阿久根市定例会条例の一部を改正する条例は、議会基本条例の問題が出て、議員から一緒に特別委員会を設置すべきとの話をされたという理解していた。

そうであれば真摯に受け止めてみんなで話をしたらという気持ちでいた。

しかし、議長の進行は無視しており、2番議員が提案したと思っていたので、それについて審議するかと思っていた。

定例会条例は大事な条例であるから、議会基本条例と一緒に審議をするべきだと話をされたのは3番議員もされた。

この案件を委員会に付託してみんなで検討して研究するのであれば賛成であるが、委員会に付託せず、そのまま市長の招集権に対抗するような形でするのであれば反対である。

賛成 濱崎 國治議員

この議案は、議会の会期を年間を通じて開く通年議会の実質的な導入を図ろうとするものである。

通年議会では召集時期によっては、1年に近い議会活動が確保される。よって議会の閉会中の期間を最小限度に抑さえ、議会が指導的、機動的に活動できる制度として議会のチェック機能のより一層の充実を図ろうとするのである。また、条例中3回以内とすることができるとは、市長の招集権を尊重したための議案になったことも理解をいただきたいと思う。

また、災害時の緊急対応、突発的な行政課題や懸念事項に迅速な対応が必要なときに、議長の判断で議会が随時開催できることが可能となり、議会や委員会がいつでも開くことができるなど住民サービスにもつながると期待するものである。したがって、賛成するものである。

お知らせ

◎ 議事録の閲覧について、本会議の質問や答弁内容を詳しくお知りになりたい方は、市立図書館で「市議会会議録」をご覧ください。

市のホームページでも平成十五年第三回市議会定例会からご覧になれます。

※ 議会、たより、議会傍聴に関するお問い合わせは、市議会事務局まで。

TEL (七二)〇八一五
FAX (七二)二〇二九

【一般会計補正予算の主な内容】		(単位：千円)
放課後子ども教室指導員謝金		1,968
放課後子ども教室推進事業		4,000
自立支援教育訓練給付事業		2,468
児童入所施設措置費		3,600
産地づくり対策事業		6,448
ふるさと雇用再生特別基金事業	2	2,000
街づくりコンサルティング事業		5,000
観光振興によるまちづくり事業		4,996
地域資源活用によるまちづくり事業		5,101

今回可決された意見書

臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書(案)

地方自治の制度は、憲法第93条により、議事機関としての議会を設置すること、首長及び議会の議員は、住民が直接これを選挙すると規定し、いわゆる二元代表制が明確に位置づけられている。

しかしながら、現行の地方自治法においては、議会の招集権は、首長にあり、一定の要件のもとにおける臨時会の招集請求権が議長及び議員にあるのみで、地方自治の本旨からして、議会がその主要な役割である執行機関の監視、政策提案等を行うためには、本来議会は、議会の意思により開催されるべきであり、議会3団体が主張しているように、議会の招集権を議長に付与することで、いつでも住民代表として議員が自律的に議論する場を設定できることが重要であり、二元代表制の一翼としての議会の権能を果たすためには、現行の制度では、十分とは言えない状況である。

また、議長等が臨時会の招集請求を行っても、首長が議会を招集しない事例も出てきており、このことは、憲法及び地方自治法の趣旨を著しく損なうものとなっており、是正のための速やかな地方自治法の改正が必要となってきた。

このようなことから、議会の招集権が議長に付与されるまでの当分の間については、下記のいずれかの事項の実現のため、速やかな地方自治法の改正を強く求めるものである。

記

- 1 議会の構成及び議員等が提出した会議に付議すべき事件により、議長が臨時会を招集する必要があると認めるときは、その招集権を議長に付与すること。
- 2 地方自治法第101条第4項に規定する「20日」を超えても首長が議会を招集しない場合においては、議長にその招集権を付与すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年8月26日

鹿児島県阿久根市議会

口蹄疫の感染防止対策の強化と畜産農家等への速やかな支援措置を求める意見書(案)

本年4月宮崎県で発生した家畜伝染病「口蹄疫」は、これまで28万9千頭の殺処分を行うなど、宮崎県を中心に甚大な被害をもたらしてきたが、7月下旬には、宮崎県の非常事態宣言が解除されたこと等により、鹿児島県においても子牛のせり市が再開されるなど、ようやく終息に向かいつつある。

今回の事態を教訓とし、再びこの惨禍が起きないように、国家的な危機管理の問題として、口蹄疫対策の一層の強化を図る必要がある。

また、口蹄疫の発生原因及び侵入経路等については、未だ特定されておらず、これらの早急な究明と今後の防疫対策の取り組みの強化が必要である。

このようなことから、将来に向けた口蹄疫の感染防止対策及び畜産農家等への支援策の充実に関し、下記の事項について迅速な対応措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 国においては、県、市町村及び関係団体との連携を強化しながら、将来に向けた口蹄疫の感染防止対策の強化に万全を期すこと。
- 2 畜産農家の経営支援等及び畜産関係団体等への十分な支援策の充実と強化を図ること。
- 3 口蹄疫の防疫対策に要した経費については、国の責任において損失補償及び十分な財政支援措置を講じること。
- 4 口蹄疫の感染経路の究明を早急に行い、今後の抜本的な予防措置を講じること。
- 5 今回の発生事例における対応を十分に検証し、迅速な初動防疫体制を確立するとともに、国による十分な補償が行えるよう家畜伝染病予防法の抜本的な改正を早期に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年8月25日

鹿児島県阿久根市議会